平成29年3月後期定例会 議事録

- ·開催日時 平成29年3月27日(月曜日)15時22分~16時51分
- · 開催場所 人事委員会室
- ・出席者(委員)大西委員長 松尾委員 江口委員 (事務局) 社頭事務局長 岸川副事務局長 中野人事主幹 岩本係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成29年3月前期定例会の議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

- 2 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について
- [1] 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の理由
 - ・ 平成29年4月1日付け組織改正等に伴い、級別基準職務を改める必要があるため。
 - ・ 休職者等が復職した際の給料額の取扱いについて定めている「休職期間等換算表」について、組合専従者 が復職した場合における専従期間の取扱いを定める必要があるため。

(国及び他県と同様の取扱いとする。任命権者において職員団体と協議済)

- 2 規則案の概要
- (1) 組織改正関係に伴う級別基準職務表の改定
 - ① 行政職給料表級別基準職務表(別表第1関係)「人事委員会事務局長」9級 → 8級に変更
 - ② 医療職給料表(一)級別基準職務表(別表第4関係) 4級「歯科医療総括監の職務」の廃止
 - ③ その他 役職の表記を整理【行政職給料表級別基準職務表(別表第1関係)】 8級 事務局長の職務 → 労働委員会の事務局長の職務
- (2) 休職期間等換算表別表第 29(第 43 条関係)の改定 組合専従者が復職した際は、専従期間の 2/3 以下の期間を勤務したものとみなして、復職時の給料を決 定するものとする。
- 3 平成 29年4月1日施行
- [2] 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の理由
- (1) 平成29年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため。
- (2) 管理職の給与に対する1.4%減額措置が平成29年3月31日をもって終了することに伴い、当該減額措置の根拠条文を削る必要があるため。
- 2 規則案の概要
- (1) 改正の内容(別表第1関係)
 - ①・職の廃止に伴うもの 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長等10件
 - ・職の新設に伴うもの 博物館統括副館長等8件
 - ・区分、組織、職名等の変更に伴うもの 九州陶磁文化館副館長(3種→4種)等11件
 - ② 管理職手当の1.4%減額に係る規定を削る。(附則第2項関係)
- (2) 平成29年4月1日から施行
- [3] 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の理由
- (1) 平成29年4月1日付け組織改正等
- (2) 佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。
- 2 規則案の概要
- (1) 期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の規定から、歯科医療総括

監及び九州国際重粒子線がん治療センター担当部長を削除する等の改正を行う。(第4条の4関係)

- (2) 勤勉手当の成績率の上限を改める。(第12条関係)
- 3 平成29年4月1日から施行
- 〔4〕 初任給調整手当の運用についての一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正理由

(1) 平成29年4月1日付け組織改正等により、療育支援センターに医務監を置くことができるようになったことに伴い、医師に対する初任給調整手当の支給対象の職が置かれている公署に、療育支援センターを追加する。

(2) 適用日 平成29年4月1日

[5] 級別職務区分表の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成29年4月1日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。 (適用年月日 平成29年4月1日)

[6] 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成29年4月1日の組織改正等に伴う一部改正 (施行日 平成29年4月1日)

(改正内容)

<知事部局>

○組織の移管

部 局		内 容
政策部	首都圏事務所	総務部から移管

○職の新設

部 局	職	任用等級	内 容
博物館	統括副館長	課長級	新設
九州陶磁文化館	統括副館長	課長級	新設
美術館	統括副館長	課長級	新設
名護屋城博物館	統括副館長	課長級	新設
佐賀城本丸歴史館	統括副館長	課長級	新設
療育支援センター	医務監	課長級	新設

○職の改廃

部 局	職	任用等級	内 容
首都圏事務所	九州国際重粒子線がん治療センター 担当部長	副部長級	廃止
博物館	館長	副部長級	廃止(非常勤)
美術館	館長	副部長級	廃止(非常勤)
名護屋城博物館	館長	副部長級	廃止(非常勤)
石	副館長	課長級	廃止
佐賀城本丸歴史館	副館長	課長級	廃止
健康福祉部	歯科医療総括監	副部長級	廃止

○任用等級の変更

部 局	職	任用等級	内 容
工業技術センター	所長	課長級	副部長級から課長級への変更
有明水産振興センター	所長	課長級	副部長級から課長級への変更

○その他

所要の改正を行う。

<人事委員会>

○任用等級の変更

部 局	職	任用等級	内 容
人事委員会事務局	事務局長	副部長級	部長級から副部長級への変更

<教育委員会>

○組織・職の新設

部 局	職	任用等級	内 容
公共基本部 人国立 <u>你</u> 中校眼 <i>脚准</i> ,世宁	室長	課長級	新設
学校教育課 全国高総文祭開催準備室	副室長	副課長級	新設

○職の新設

部 局	職	任用等級	内 容
教育総務課	情報主幹	副課長級	新設

3 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

各職員の勤勉手当の成績率を定めるにあたり、職員区分ごとの勤勉手当総額の範囲を、以下の表のとおり改正する。

(適用日 平成29年4月1日)

(改正内容)

職員の区分		現行	改正案
	特定幹部以外の職員	90/100	85/100
再任用以外	特定幹部職員	110/100	105/100
	(副部長級以上)	110/100	105/ 100
	特定幹部以外の職員	42.5/100	40/100
再任用	特定幹部職員	52.5/100	50/100
	(副部長級以上)	52. 5/ 100	

4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。 なお、所属規模の考え方については、「概ね」とすることとした。

【説明】

平成29年4月1日付けの組織改正及び「管理職員等の範囲の指定に当たっての考え方」の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

(施行日 平成29年4月1日)

5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

児童福祉法が改正されたことにより、所要の改正を行う必要があるため。

- 2 制定(改正)内容
- (1) 児童福祉法が改正され「養子縁組里親」の定義が規定されたこと等により、次のとおり、所要の改正を行う。
 - ・ 育児を行う職員に対する勤務時間等に関する措置の対象となる子について、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下、勤務時間等条例という。)」第7条第1項の「人事委員会規則で定める者」のうち、上記に該当する職員の表記を改正する(第3条の7関係)
 - ・ 勤務時間等条例第21条第2項に基づき人事委員会が定める育児休暇の期間から差し引く期間を取得する男性職員以外の親の定めのうち、上記に該当する職員の表記を改正する(第13条関係)
- (2) 平成29年4月1日から施行(※改正児童福祉法の施行日と同日)
- 6 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

児童福祉法が改正されたことにより、所要の改正を行う必要があるため。

2 制定(改正)内容

児童福祉法が改正され「養子縁組里親」の定義が規定されたことにより、育児休業等の対象となる子の親について、上記に該当する職員の表記を改正する(第2条の3関係)

7 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

へき地手当の指定を受けている学校について、統合により名称が変更されるため。 (へき地手当の指定校である伊万里市立波多津東小学校とへき地手当の非指定校である伊万里 市立波多津小学校が統合し、統合後の校舎は旧伊万里市立波多津東小学校を利用するため。)

2 規則案の概要

(1) 学校名を以下のとおり改正する。

現 行	改正案	
伊万里市立波多津東小学校	伊万里市立波多津小学校	

(2) 平成29年4月1日から施行

8 佐賀県人事委員会事務局職員人事評価規程等の制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)が改正(平成28年4月1日施行)され、地方公共団体の長その他の 任命権者には、人事評価の実施が義務付けられた。

平成28年度は暫定的に要綱に基づき実施しているが、法律改正の趣旨を踏まえ、人事評価を職務執行上 必要な事項として当該規程に定める必要があるため。

- 2 制定内容
- (1) 人事評価の実施について、必要な事項を定める。
- (2) 平成29年4月1日から施行

9 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について

承認申請の内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

(1) 承認申請の内容

特別の事情により「佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の規定によることができない場合又は同規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、同規則第52条の規定により、あらかじめ人事委員会の承認を得ることにより別段の取扱いをすることができる。

今回、教育長及び知事から、平成29年4月1日付けで1級主事職員3名を3級副主査(2級上位の職務の級) に昇任させるため、同規則第52条に基づく承認申請を行うものである。

(2) 検討結果

規則第52条に基づく特例の取扱いを認めるものとする。

○報告事項

1 平成28年公委(審)第1号事案に係る再答弁書の提出について

処分者から再答弁書及び文書成立の認否に関する書面及び乙第3号証の音声データ(CD-ROM 1枚)が提出されたこと、及びその内容について、事務局から報告した。

2 職員の昇任に係る状況報告について

平成28年4月の改正地方公務員法の施行に伴い必要となる、平成29年度の組織改編や人事異動に伴う職員の昇任に係る状況報告について、引き続き、各任命権者に依頼することを、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について